

Title	ドイツ史學と國家の問題： F・マイネッケ、G・リッター等をめぐる試論
Sub Title	Some problems of German historical science and state
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.8 (1958. 8) ,p.1- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説 英文抄録 "Some problems of German historical science and state" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580815-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ史學と國家の問題

——F・マイネッケ、G・リッター等をめぐる試論——

多田眞鋤

序 説

一九世紀ドイツにおける近代化の過程において、所謂《近代》政治學が、國家學(Staatslehre)、あるいは、國法學(Staatsrechtlehre)と稱された特殊課題を擔つて展開したことは、近代ドイツ政治史の擔い手が西歐型の市民階級でなく、ユンカー(Junker)や土地貴族を支柱とする政治的上部階層の保護のもとに單なる一經濟階級として溫室的に育成される存在にあつて、それ自身においては政治的ヘゲモニーを掌握することの不可能な非西歐的《特殊ドイツ型》の市民階級であつたという歴史的事實、さらに又、カント主義的、主知主義的精神科學思想に基礎づけられた形式論理的思考様式が、ドイツ國家學の系譜を跡づけた主要な要因であることは、すでに識者の指摘するところでもある。

このドイツ國家學の展開過程と雁行して、ドイツ一九世紀史に内在する特殊事情によつて、ドイツにおける《國家觀念》の生誕とその意義づけには、一九世紀ドイツに現れた歴史學者の歴史主義的國家把握の役割が顯著なものとして指摘されう

29。

換言すれば、一九世紀ドイツ史學は、ドイツ國民國家の形成、ドイツ的特殊近代化の経路とその歩調を宿命的に共にし、その故にドイツ史學は國家史、政治史——いわば政治との合生——をその主體とした宿命的特徴を内在していたのである。

政治と歴史、政治學と歴史學の關係は、他のヨーロッパ諸國におけるよりも、ドイツにおいては特に親密であり、碩學 Leopold von Ranke の一八三六年におけるベルリン大學教授就任記念講演「歴史と政治の類似と相違について」(Über die Verwandtschaft und der Verschiedenheit der Historie und der Politik)におうても、「治むべき國家についての完全にして正確な知識にもとづく政治を外にはいかなる政治もあり得ない」として、政治に對する歴史の在り方について述べるとともに、他方「この知識は過去の諸時代に起つた事柄を知らずしては到底得られない」とし、更に「この兩者はいずれも學と術とを同時に含み、學としてみるとき兩者は極めて密接に結びついていて、ただ一方は過去を、他方は現在ならびに未來の方を多く包攝するという相違があるのみ」として、歴史に對する現在、從つて政治の意義を指摘し、兩者の親和性を明示したように、ドイツにおける《近代》政治學的思维は、一方において先に觸れた國家學の系譜における發展と、他方において一九世紀ドイツ史學における《國家把握》の態度として、*innerlich* に展開して來たものといえよう。

而して、一方が國家學において、ドイツ型國家學說の *Grund- und Eckstein* を敷設し、他方がドイツ史學における《國家把握》によつて、兩者とも西歐型の思想的傳來品である社會 \parallel 個人の側よりみたる國家觀念と對峙することによつて、同一基盤に立脚しえたといふものの、その實質的内容においては、國家學における形式的、抽象一般的國家把握に對し、ドイツ史學においては、實體的、具體的個性性を強調することによつて國家把握を試み、その意味においては、二つの系統は相互に對立するものであつた。⁽¹⁾ その問題は暫くおくとして、ドイツ近代化途上におけるドイツ史學の果たした輝ける役割は、一九世紀ドイツの國家的課題であつた「ドイツ統一(Deutsche Einheit)」への推進力でもあり、辯護者であつたといえよう。

而して、歴史と政治の《親和力》は、一九世紀ドイツの發展において内的に充實化され、Leopold von Ranke, Heinrich von Treitschke⁽²⁾等の歴史學者の政治的思惟に顯現化したのみにとどまらず、ナチス支配、その結末としてのKatastropheを體驗した現代ドイツにおいても、改めて思考されるべき切實な課題となつてゐる。Alexander Abuschは、その一九五一年に著わした「Der Irweg einer Nation」において「ヒットラーがドイツで權力を握ることができたため、ドイツという名稱は、第二次大戰の終りには、世界で最も憎悪されるべきものとなつた。然し、廢墟となつたドイツの、血と恥辱の中でヒットラーの最期は、ドイツ國民の最期を意味するものではない。……ドイツが將來どこに進むべきかを知るためには、ヒットラーのドイツがどこから來たかを明らかにせねばならない。」と述べ、歴史への《沈潛と反省》を要求し、この論稿で取扱う Friedrich Meineckeも、一九四九年に公刊した「Die Deutsche Katastrophe, Betrachtungen und Erinnerungen」において、「第三帝國の初期にあれば多くの人々を心酔させた果しない幻想から、末期の同じく果しない失望と崩壊にいかにして移行したか、又移行せねばならなかつたかを、誰が今日われわれに完全に説明しえようか。ドイツの歴史は、解き難い謎と、不幸な方向轉換に富んでいる。」⁽⁴⁾といひ、ドイツ史に内在する宿命的な《Tragik》を慨歎している。

マイネッケの死後、現代西ドイツ史學界の重鎮の一人であり、ドイツ歴史主義の系譜に位置するフライブルグ大學の Gerhard Ritterも「Die Dämonie der Macht. Betrachtungen über Geschichte und Wesen des Machtproblems im politischen Denken der Neuzeit, 1948」「Vom sittlichen Problem der Macht, 1948」「Geschichte als Bildungsmacht, 1947」「Europa und die deutsche Frage, 1948」等において、戦中、戦後を通じての現實的問題意識に立脚してその理想的政治の《未來像》を畫いている。

G・リッターのほかにも例えば、マイネッケ史學の祖述者 Walter Hoferは、その勞作「Geschichtsschreibung und Weltanschauung, Betrachtungen zum Werk Friedrich Meineckes, 1950」「Geschichte zwischen Philosophie und

Politik, Studien zur Problematik des modernen Geschichtsdenkens, 1956」等によつて、歴史學の在り方への根底的な反省を通じて、歴史學研究のための新視點を求めると共に、矛盾に充ちたドイツ史の解明と、更には Katastrophe からのドイツ政治の《未來像》の再建が意圖されているものといえよう。

以上の意味からも「ドイツ史學と國家の問題」は、正に古くして尙且つ新しい課題といいえよう。嘗て、一九世紀ドイツにおけるドイツ史學の果した傳統的役割は、戦後ドイツの再建の課題にも當面しているといわねばならない。而して、一九世紀ドイツ政治史學が、ドイツにおける國民國家形成の過程と深甚な相補關係に立ち、ドイツ史との運命を分ちあいつつ發展したにもかかわらず、一九世紀中葉以降におけるドイツ統一の確立、史學界における經濟史學者、文化史學者らの必然的擧出による狀況の推移と、政治史學の固有の領域における缺陷の露呈——例えば、マイネッケによれば「歴史家が過去を取扱う手段が、過去を現在と結びつけようとする方法が、現代人の倦怠をよぶのである。それはあまりにも煩瑣であり、無味乾燥であり、手工業的であり、激しい情熱、大いなる思想が缺けている。そこには時代の内的鼓動が求められない。」というような——一九世紀ドイツ史學のいわば形骸化、あるいはその傳統的《本來性》の喪失に際し、マイネッケが「ドイツの歴史研究は、その方法的作業の價値多き傳統を放棄することなしに、而もまた國家生活、文化生活の諸々の大いなる力と共に自由に活動し、且つそれらと自由に接觸するに至らねばならぬ。それはその極めて固有な本質と目的を害うことなしに、一層勇敢に哲學と政治の中に浴みして差支えない。それどころかそれは、世界的であると同時に國民的であることによつて始めて、その極めて固有な本質を發展させることができるのだという信念⁽⁵⁾」に基づき、「歴史・政治的な考察と理念的な考察の併用」を試み、所謂《歴史記述》の歴史以上の、《精神史的》政治史學を樹立したことは、ドイツ史學をその本來的傳統性の喪失から救出し、更にはマイネッケ時代の史學を形成し、その餘慶を後世の史學發展に與えているものといえる。實にマイネッケによつて、一九世紀ドイツ史學の傳統は、必要且つ充分に繼承され、マイネッケを媒體として現代ドイツ史

學は、ドイツ史學本來のアカデミーを繼承しえたといつても過言ではあるまい。

本稿においては、「ドイツ史學と國家の問題」と命題し、主としてマイネッケ史學におけるその問題に焦點を据え、更にマイネッケの死後、現代西ドイツ史學の代表者とみなされ、歴史主義の傳統を擔うG・リッターの思想に觸れて、當命題の性格を考察するとともに、結論としてドイツ史學における「國家把握論」につき卑見を述べてみたい。

(1) 中山治一著「政治史の課題」一三一—五頁参照。「アルブレヒトに於いては、國家人格は設立物としての國家の抽象的人格化といふ方法を通じて構想された・空虚な・不可視的なものであつた。しかるに、ランケに於いては國家は『實體的なもの』『根源的生命』『現實的・精神的實在』であり、『個性を有つ存在』である。しかも、この國家個性の觀念は決して何らかの構成體や共同體の抽象的人格化即ち擬人化を通じて表象されたものでなければ、また個々の人間の個性といふ場合の個性とのアナロジーに於いて始めて個性として觀念されるものでもない。國家は思惟の抽象作用や概念の構成をまつて始めて個性となるのではなく、それ自身が直接的所與としてそのままに個性なのであり、しかも歴史の世界に於いて他の何ものにも増してレアルな強力な個性なのである。」と述べられ、ドイツ國家學的思想による《國家》とドイツ歴史主義的思想にもとづく《國家》の質的相違をネトーンンなれている。

(2) ハインリッヒ・フォン・トライチャケと一九世紀ドイツ政治史像に關しては、Walter Bahmann: Treitschke, Sein Wert- und Geschichtsbild, 1952, S.S. 215-300 および、池田榮「トライチャケにおける獨逸統一の理念」(大類仲監修・西洋史研究第一輯所収論文) 参照。

(3) Alexander Abusch: Der Irrweg einer Nation, 7. Aufl., 1951. 邦譯四頁参照。

(4) Friedrich Meinecke: Die deutsche Katastrophe, Betrachtungen und Erinnerungen, 4. Aufl., 1949, Seite 5. 邦譯一頁参照。

(5) F. Meinecke: Weltbürgertum und Nationalstaat, 6. Aufl., 1922, Seite VI.

一 一九世紀におけるドイツ史學の展開

(a) ドイツ・ローマン主義とドイツ史學

近代ドイツ史學が、その性格の特質として、政治との《親和性》を内在しつつ展開したことは、序説において觸れたところである。

しかし、このことが、歴史學の《Politisierung》を意味するものではなく、歴史に對する《政治》すなわち、《現在》——の意義がバトローネンされたことを意味するものである。

しかして、この《現在性》に重點をおくことを以てそのメルクマールとするドイツ史學は、マイネッケの所謂《Kultur-nation》期のゲルマン的環境にその發芽の時期を得たのではなく、ドイツ國民が共通な民族感情を抱き始める《Staatsnation》の形成期に土壤を得たことは一般に承認せられるところであらう。

ドイツにおけるKultur-nationからStaatsnationへの轉換は、政治史的には一九世紀初頭におけるナポレオンの《Fremdherrschaft》と、それに對する《Befreiungskrieg》を契機として、精神的にはドイツ・ローマン主義の興隆を得て實現せられたのであり、ドイツ近代史學も、その特異な性格とともに、ドイツ・ローマン主義の觸媒作用を得て、個々の歴史研究者を超えた學問社會としての歴史學界を創造し、さらに進んではドイツ民族生活の全體において儼然たる歴史學界の存在が確保せられる基底を築きあげたものであるといえよう。一九世紀ドイツ史學に内在する性格が、ニーブル(Bartold Georg Niebuhr)が、ミンケ(Leopold von Ranke)に始り、タールマン(Friedrich Christoph Dahlmann)、ゲルヴィヌス(Georg Gottfried Gervinus)を経て、フローヤン(Johann Gustav Droysen)、シーペル(Heinrich von Sybel)、トライチケ(Heinrich von Treitschke)に至る精神的過程において、漸次その《獨創性》を形成し來つたものといふもの

の、ニーブル・ランケを以て出發する一九世紀ドイツ史學に、初期的に且つ深淵に影響を與えたドイツ・ローマン主義の特性は、われわれの課題においても輕視されてはならないものである。

ドイツ・ローマン主義は、過渡期の思潮であつたとはいへ、發現の當初においては新しきものの創造、發展を目標とする理想主義的精神に燃え、ドイツ古典哲學との密接な連繫を保ちつつ、自由並びに國民的價値の理念的基礎づけを行い、單なる詩的、文學的運動ではなくして、一の文化社會革命の意義を有し、精神活動と共に、公的、社會的實踐生活の凡ゆる領域に亘つてくまなく浸透したものであつた。⁽¹⁾

一八世紀啓蒙主義の一般的特質が、Immanuel Kantの「Was ist Aufklärung?」に於ける「自己自らの悟性に奉仕せんとする勇氣を持つて!これが啓蒙の標語である」という根本的命題に示されているごとく、悟性を以て人生の最高價値となし、明晰確實な認識による普遍、合理的な《世界像》の建設を意圖するに存したとするならば、ドイツ・ローマン主義は、普遍的諸力への人間の依存、無意識的なるもの、説明し難きもの、歴史的なるもの、與えられたるものを強調する反主知主義的、反啓蒙主義的指向を以て、その特質とするものである。單的に表現すれば、啓蒙主義が《普遍性》、《合理性》、《古典性》ともいへべき諸特性によつて特徴づけられるとすれば、ドイツ・ローマン主義は、《個別性》、《主觀性》、《傳統性》といふべき諸要素を内在しているといえよう。

このような諸特性を内包するドイツ・ローマン主義は、その實踐的擔い手の様相においても頗る多様性をおびていた。

ヘンダー (Johann Gottfried von Herder)、『ゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe)』、シラー (Johann Christoph Friedrich von Schiller)、『ノヴァリヌ (Freiherr Friedrich von Hardenberg, Novalis)』、クノット (Ewald Christian von Kleist) 等において發現する文學的、詩的ローマン主義、ザヴィニー (Friedrich Karl von Savigny)、『ノイホフマン (Karl Friedrich Eichhorn)』によつて代表される歴史法學派のローマン主義的法學思想、『ミューラー (Adam Heinrich von Müller)』、『ラー

(Karl Ludwig von Haller) によつて主張されるローマン主義的國家觀、さらにはリスト (Friedrich List) によつて代表される歴史主義的經濟學派の擡頭、これらの精神的潮流の渦中において、ドイツ史學はその《内在的形成》を要求されていたのである。

(b) ドイツ史學展開の各段階

ドイツ・ローマン主義、理想主義的精神の酵母によつて醸成されたドイツ史學は、ランケによつてその體制を整えたといえよう。

ランケ史學の成立は、その意味より一九世紀ドイツ史學の第一期的形成とみてよい。

しかし、ランケ以後、ダールマンからトライチュケに至る所謂「小ドイツ派」の政治史家の系譜は、從來の理想主義的精神を繼承しつつ、シラー的《パトス》を未だなお直接的且つ明瞭に内燃し続けながら、それと現實の歴史的・政治的事態との融合を試み、フォン・ベロウ (Georg von Below) の指摘することく、歴史を政治に結びつけることによつて、ローマン主義を現實的國家生活のうちに求めようと試み、その故にこの時期の史學の性格は、前期のそれと比較して、より政論的傾向性と *Perspective* の《狹隘性》を示したものといえよう。この時期のドイツ史學をその内容からみて、第二期的發展と假定してさしつかえないかと思われる。

生誕の時期において既に一九世紀ドイツ史に一貫するドイツ的《特質》を注入され、その第二期的形成においてさらにこの本來性を發揮したドイツ史學は、「ビスマルクによる新ドイツ帝國成立後更に發展して一層強き經驗的性格を持つに至つたが、ここではもはや初期の歴史學を培つた理想主義の肥沃な土壤は失われ、絶對的價值を求めめる人間の意欲は、すべてを歴史化する思惟の奔流に溺没し、價值の無政府、相對主義、生命の枯渴⁽³⁾ともいふべき現象を招來したのである。

換言するならば、「ビスマルクの帝國に於てはビスマルクはすべてであつた。そこでは『自由』も『平等』も『博愛』もなかつた。ただ『獨逸』のみがあつた。『理論』も『法則』も『發展段階』もなかつた。ただ『歴史』のみがあつた。『社會』も『經濟』も『生産』もなかつた。ただ『政治』のみがあつた。

かくしてビスマルクと共に神にまでまつり上げられた獨逸史學は、だが當然ビスマルクと共にその矛盾と疾病を包藏するものでなければならなかつた。」ともいふべき狀況を呈したのである。

しかし、一九世紀ドイツ民族の宿命的課題であつた《Deutsche Einheit》が、ビスマルク帝國の成立によつて始めて解決され、約半世紀以上に亙つた統一への動きは一應の終曲に到達する。このドイツ統一の完成によつて、從來統一への「行進」と歩みを共にした小ドイツ派の史學者たちは、目標達成によつて自動的にその志向していた理念を喪失することになる。他方において、帝國成立とともに派生してくる新しい社會、經濟上の諸問題に對し、ドイツ史學はその《適應性》を具備してはいない。すなわち、政治、社會、經濟の各分野にわたる新狀況に對し、ドイツ史學の傳統性は、それが餘りにも傳統的性格に重心があつたが故に、パースペクティブの流動性を缺き單に技術的準備に缺陷があつたのみでなく、充分な内面的理解をなしえなかつたのである。かくして、小ドイツ派史學は餘りにも政治的であつたが故に、その研究方法の深化と研究領域の廣さにもかかわらず、當然その没落、退化すべき運命に直面しなければならなかつた。從來、餘り問題視されず、所謂《Nebenrolle》を演じていた社會經濟史學の領域が次第に活力を得て《Hauptrolle》の位置について來たのである。

この狀況は一九世紀ドイツ史學の質的轉換を意味し、ビスマルクの失墜、それに續くウイルヘルム二世の所謂「帝國主義」時代の到來によつて、加速度的に社會經濟史學の必要性は客觀化され、その他に對する比重は加算されたのである。このドイツ史學界の《Neue Kurs》は、一八九六年のトライチュケの死とともに新軌道に展開する。この狀況によつて一九世

紀ドイツ史學の第三期的段階は到來するといえよう。

このドイツ史學界における社會・經濟史學の興隆は、その資本主義經濟體制の形成期を背景にして頗る活潑化してくる。第二の時期のドイツ史學の「擔い手」が、現實の國家的問題に對し、沈黙の已むなきに至るとともに、經濟史學、講壇社會主義者たちの勢力は現實化してくる。かれらは、ドイツ的・哲學的理想主義からも、さらには理想主義的・政治的歴史主義からも隔絶された立場にたち、むしろ西歐的實證主義と唯物論的・自然主義的立場に接近せざるを得なくなる。

この社會經濟史學の動向は、一八七八年に *Gustav von Schmoller* が「Die Staats- und Sozial wissenschaftlichen Forschungen」を刊行し、その誌上に數多のすぐれた經濟史學上の業績を著しはじめたことによつて、ドイツ正統派史學は、ますますその立場を失ふこととなる。

かくして、一九世紀ドイツ史學は、その第三期的發展の段階において、その内部に異質的對立を來たすようになる。一は社會・經濟史學、二は文化史學、三は從來の傳統性を固持しようとする後退した政治史學の三系譜である。しかして、第一、第二の史學は、その對象領域は相違するといふものの、窮極においてはその立場を同じくするものである。

すなわち、歴史の現實から《非合理的なもの》、《特殊・個性的なもの》をできるだけ捨象し、《合理的なもの》、《一般・法則的なもの》を抽出し、自然科学的方法によつて歴史を科學にまで高めようとする文化史學と、歴史における《法則》、《類型》、《發展段階》を概念的に構成しようとする社會・經濟史學とは、その基底において同質性なものである。それ故、歴史における個體およびその不可置換性 (*Unersetzbarkeit*) と、自己法則性 (*Eigengesetzlichkeit*) の思想を核心として展開される歴史主義的思想方法によつて成立した傳來の政治史學の立場は、當然、社會・經濟史學、文化史學の立場と本來的に相對立するものであつた。⁽⁵⁾

他方においてはまた一般的な時代思潮における自然主義の壓力に對して、その反作用として歴史哲學の激しい要求が生

じ、この時代的要求に應じて新カント學派の認識論的歴史哲學が現れ、「法則定立的」な自然科學と、「個別記述的」な文化科學の《異質性》を主張するヴィンデルバンド (Wilhelm Windelband)、『リッケルト (Heinrich Rickert)』の西南ドイツ學派の歴史哲學が成立してくる。

ドイツ史學の正統派は、社會・經濟史學、文化史學の擡頭の場合と違つて、新カント學派の歴史哲學には概して好意的態度を以て迎えたが、その内實には歴史哲學派の擡頭によつて、自己の理論的貧弱性、方法論的缺陷を掩護されるものと感じたからであるといえる。しかし、この事態は正統派史學が、自己の存在の基礎づけを自己以外のものに委ねることによつて、すなわち、「理念史」「精神史」の領域を哲學者に譲渡したことによつてその學問性や歴史學界における地位を低下したともいえるのである。

かくして、第三期の正統派史學は、一方において第二期に支配的であつた「政論的傾向性」を克服するとともに、社會・經濟史學、文化史學の「法則定立的歴史把握」の立場に對して、ドイツ歴史主義の傳統を防衛することを以てその特徴としたのである。しかし、そのことは極端な専門的分化と全體性の喪失を來たし本來的ドイツ正統派史學はここにおいてそのデット・ロッキに打ちあげられたものといえよう。この第三期の正統派史學に屬する歴史學者は、Hans Delbrück, Georg von Below, Edward Meyer, Dietrich Schäfer, Erich Marcks, Max Lenz, Hermann Onken 等であり、『そこ』これらのグループに屬し、この系譜の最後の且つ最大の代表者として第二期の政論的傾向のドイツ史學を否定的媒介として、更には第三期の政治史學の誤謬をも正しく是正する任務を宿命的課題を擔つて現れたのがフリードリヒ、マイネッケである。⁽⁶⁾

(1) Georg von Below: Die deutsche Geschichtschreibung von den Befreiungskriegen bis zu unseren Tagen, 1924. 邦譯三五頁―五九頁參照。

- (2) ドイツ啓蒙主義の思想傳達に關しては、宮田光雄「カントの政治哲學についての考察」(國家學會雜誌第七十卷三、四、五號所收) 参照。特に「一、ドイツ啓蒙主義の一般的特質」参照。
- (3) 矢田俊隆「フリードリッヒ・マイネッケについて」(フリードリッヒ・マイネッケ著・獨逸國民國家發生の研究) 四四八頁参照。
- (4) 林健太郎「フリードリッヒ・マイネッケ」(歴史學研究第四卷第四號所收論說) 九頁。
- (5) 前掲中山著「政治史の課題」四頁参照。
- (6) 當稿を考察するにあつて G. v. Below, G. P. Goosh, E. Treitsch, B. Croce, 坂口昇、林健太郎、中山治一、矢田俊隆等の諸先學のドイツ史學史研究、ならびにマイネッケ研究に關する諸論攷に學ぶところ頗る多い。なお上記の諸先學の勞作以外にも邦語文獻としては、成瀬治「ドイツ歴史學界の現況と今後の課題」(史學雜誌第六〇編第二號)、岸田達也「マイネッケの歴史意識の限界」(史學雜誌第六二編第十一號)、島田雄次郎「戦後のドイツ史學界についての覺書——いわゆる『オイローッパ・イデー』を中心に——」(史學雜誌第六四編一、二號)、米田治「マイネッケ史學の根柢について——その發展思想について——」(史學第三十卷第四號)、廣實源太郎、中村賢二郎、岡部健彦、瀨原義生「フリードリッヒ・マイネッケ」(西洋史學 XVIII 一九五三)等の諸氏の諸勞作から教示される處が多かつた。

二 F・マイネッケの人間像

嘗て、チュービンゲン、シュトラースブルグ、ライプチヒの各大學教授を歴任し、一九四七年以降ミュンヘン歴史委員會會長に任ぜられてゐるワルター・ゲッツ (Walter Goetz) が一九五二年の「Historische Zeitschrift, Band 174, Heft 2」⁽¹⁾ において「Friedrich Meinecke——Leben und Persönlichkeit」を掲載してゐる。

マイネッケその人が、その名が古典的であるにもかかわらず、時代的には極めて最近の人であるだけに、未だ體系的な「マイネッケ傳」は公刊されず、このゲッツの論説がその意味において最も簡明に「マイネッケの人間像」を浮彫りにしているかと思われる。

以下ワルター・ゲッツの「所説」を中心に、マイネッケの人間像を考察してみたい。

マイネッケは、一八六二年一月三日、ブランデンブルグ、アルトマルクの小都市ザルツヴェデル (Salzwedel) に、プロイセンの高級官吏の子供として生誕し、一八七一年に彼の父がベルリンに轉勤するまで、ザルツヴェデルで少年時代を過した。彼の生誕地ザルツヴェデルは、後日彼自身が「キリスト教的・ゲルマン的」(Christlich-germanisch) と表現したように「無限の王への忠誠とキリスト教的雰圍氣」に満ちた環境にあつた。

彼はベルリンとボン大學で學び、ボンでは三〇年戦争の研究で著名な Moriz Ritter から、ベルリンでは Johann Gustav Droysen から強い影響をうけたが、その他の多くの著名な教授たちからは彼は餘り影響をうけず、トライチュケやモムゼン (Theodor Mommsen) も彼の興味の外にあり、更にディルタイの歴史哲學とも後交渉であつた。

しかして、一八八九年にプロシヤ文書記録所の總裁 Heinrich von Sybel から問題を與えられて以後、彼の方向は決定せられた。

すなわち、《Befreiungskrieg》の問題がそれであり、一〇年間その領域に没頭し、歴史は彼にとつて《職業》の問題から《内面》の問題に深化してつた (War ihm bisher die Geschichte nur Grundlage eines Berufes gewesen, so wurde sie nun die Angelegenheit eines sich immer mehr vertiefenden Innenlebens)。個と全體というような歴史哲學上の諸問題、歴史法則、歴史發展等の問題が彼の意識のうちに日常化されてくる。一八九三年にジーベルから「歴史雜誌」の編輯の仕事を委任され、同誌の維持、發展に盡力した。「ボイエン傳」(Boyer-Biographie) 第一卷の公刊を以て一八九六年にはベルリン大學講師の資格を得た。更に一九〇一年にはシュトラスブルグ大學の近代史教授に任命された。

當時代のシュトラスブルグ大學は全盛期であり、美術史のデヒオ (Georg Dehio)、哲學のウィンデルバンド (Wilhelm Windelband)、中世史のブレスラウ (Harry Breslau) 等多彩な顔觸れであつた。しかして、一九〇六年にフライブルグ大

學に移り、そこに一四年まで過したが、この期間に彼の初期の歴史的思惟の全特長が示される「Die deutsche Erhebung (1906)」や更に重要な「Weltbürgertum und Nationalstaat (1911)」が公刊されている。

マイネッケは、一八九五年以來保守的なプロシヤ主義的ドイツの將來に不安を抱いており、フリードリッヒ・ナウマン (Friedrich Naumann) の影響のもとに國民自由黨の立場に立つていた。彼はドイツの運命を憂慮し、ウイルヘルム二世の個性に對して深い疑惑に充たされ、彼のうちに政治的義務觀念はますます根強く支配して來た。しかし、彼はその場合にも Partei-Politiker としてではなく、むしろ國事を憂うる《觀察者》としての立場を堅持したのである。

第一次世界大戦中においては現代的立場から歴史問題を取扱つており、「Probleme des Weltkrieges, 1917」、「Grundzüge unserer nationalen Entwicklung, 1916」、「Die Geschichtswissenschaft und die modernen Bedürfnisse, 1916」、「Persönlichkeit und geschichtliche Welt, 1918」の著述を行い、あるいはまたランケの「Die große Mächte」の編纂に従事しているが、すべてこの大戦への希望と不安から形成されたものである。一九一九年にドイツの運命について明確ならしめる必要に基づいて著わされた「Nach der Revolution, geschichtliche Betrachtungen über unsere Lage」を出版してゐる。第一次世界大戦後の著作活動は、なんらかの意味でこの時代の苦惱と關連をもつており、「Die Idee der Staaträson in der neueren Geschichte, 1924」を始ととして、「Luther über christliches Gemeinwesen und christlichen Staat, 1920」、「Wilhelm von Humboldt, 1920」等の純粹史學の問題に入つてゐる。一九二八年には歴史委員會 (Historische Reichskommission) が設立され、マイネッケはその議長に選ばれてゐる。

この委員會の課題は、一九世紀中葉からワイマル共和國に至る間のドイツの政治をあらゆる視野から検討、調査しようとするものであり、超黨派的に、その能力によつて選ばれた人々が最近世史を協同研究する目的をもつていたのである。しかし、一九三五年にはナチス政府によつて解散させられ、充分な成果を擧げるに至らなかつた。

ナチスに對するマイネッケの關係は疑うべくもない。ヒットラー運動はドイツの内外の發展に新しい重壓を與える以外のなにもものでもなく、所謂第三帝國の冒險の獸性 (Brutalität) と粗暴性 (Machtgier) を將來に對する深甚な憂慮を以て觀取した。

それは單に彼の政治的、愛國の見解からなされたのではなく、研究に對する彼の個性のエートス (Ethos) から生じたものであつた。その研究とは、法外な非良心的な犯罪行爲の途上にあるドイツの、さらにおそらくはヨーロッパの更新を考究するものであつた。マイネッケは當初からあの精神的な反抗運動に屬していたのである。彼は政治の眞の在り方を、道義的、國民的なものと考へ、國家の運命が虚偽の上に建設され得るかの如く信ずる多くの愛國者の確信を斷乎として排斥したのである (Er gab damit das Beispiel aller echten Politik: auch die Staatsträgen unter den Zwang sittlichnationaler Grundsätze zu stellen; er verwarf mit unverrückbarer Entschiedenheit den Glauben so mancher Patrioten, als ob das Schicksal der Nation auf Lug und Trug gegründet werden könne.)。

マイネッケはランケから出發したが、しかし彼のランケ的視野を擴大させたのはブルックハルト (Jakob Bruckhardt) であつた。トレルチ (Ernst Troeltsch) の影響は強くなかつたが、ディルタイ (Wilhelm Dilthey) の感化は次第に深くなつた。マイネッケはディルタイとは没交渉であつたが、精神史の領域では彼はディルタイの完成者であつた。マイネッケは國家史を精神的基礎に歸納しようとするによつて、ディルタイの人間分析 (Analyse des Menschen) の補いをなし、國家を精神史の中でとらえることによつてその中心から《政治性》を奪つたのである。

要するにマイネッケは二〇世紀前半のドイツ史學を創設したのみでなく、近代歴史學の基礎を探究し、近代精神生活との關連を確立した人である。

以上が、ワルター・ゲッツの「マイネッケ——その生涯と個性——」の要旨である。次に彼の史學思想における《國家把

握》に入つてみたい。

(1) 當誌はマイネッケ記念特輯號であり、西ドイツ大統領 Theodor Heuss の《Grußwort》を當初に掲げ、W. Goetz, E. Spranger, G. Masur, W. Hofer, D. Gerhard, H. Rothfels, H. Holborn, W. Mommsen, S.A. Kahler, L. Dehio の十人の歴史家の論説を掲載してゐる。なお、前掲西洋史學 XVIII 223-227, 267-271, 287-291 のうち四編の論文紹介が行われてゐる。

(2) マイネッケ自身も、その「Vom geschichtlichen Sinn und vom Sinn der Geschichte 5, veränderte Aufl. 1951. S. 41-5. 42」において、ドロイゼンの史學(Droysens Historik)を論じて「ドロイゼンは、なおゲーテ時代の最後の時期に身をおいて考え、研究し、語ることに慣れていた。彼の文體と思想形成とは、なお奔放な位にまで研ぎ澄まされた辨證法と、そしてフイヒテ及びヘーゲルの思索的な命令者口調との片隣が窺われた。ギリシヤ精神、プロシヤ精神、ドイツ理想主義、キリスト教精神、すなわち一九世紀の最初の三〇年間あれ程素晴しく作用し合つていたこの四つの力こそ、大體において彼の思想形成の要素に他ならなかつたといえよう。」と述べ、ドロイゼンの印象を特に語つてゐる。

三 マイネッケ史學における國家思想

マイネッケの精神活動は、それを内容的にみるならば、大體二つの時期に區分されるといえよう。前期は、政治史學と社會・經濟史學、文化史學との根源的對立を、いわゆる《精神史學》によつて aufheben しようとした時期であり、この時期の著作としては、マイネッケ自ら稱する「歴史・政治的考察と理念的考察の併用」(Historisch-politische und ideengeschichtliche Betrachtung mußten dabei überall ineinandergreifen.)を以て「ドイツ國民國家發生の研究」を意圖した「Weltbürgertum und Nationalstaat」および「Die Idee der Staatsräson」等の著述の現れた一九二〇年代末期までであり、後期は、「ヨーロッパ思想がかつて經驗せる最大の精神革命の一つである。」とマイネッケ自ら稱した《Historismus》⁽¹⁾を全面的に自己の研究對象とし、「Die Entstehung des Historismus, 2 Bde, 1936」を公刊し、一九五四年の死に至る期間

であるといえよう。

すなわち、「第一の時期から第二の時期への變遷は、彼の關心が政治Ⅱ國家思想の歴史に向けられていた時代から、歴史的感覺或いは魂ゼーリッヒニエス・レイベンの生活シブの變化の歴史に彼の關心が向けられた時代への推移として考えられる」といえる。そこでわれわれの主題の性格上、その取扱う範圍を主として第一期の著作に限定しても差支えないかと考えられる。しかし、マイネッケが歴史家であり、G・P・グーチのいうごとく「現代における最も哲學的な歴史家」である以上、その第二期における思索の跡も、主題に關連する限度においてわれわれの對象の外ではあり得ない。本稿では、マイネッケの前期の著述を主として、更に主題に關連する限りにおいて後期のそれらを援用し、主題に接近してみたい。

g) 《Staatsräson》の觀念

「Die Idee der Staatsräson」の冒頭において、「國家理性とは、國家行動の原則 (Maxime)、『國家の運動法則』であるといふ。そしてそれは、「健全な力強い國家を維持してゆくうゑに政治家がなさねばならぬことを告げるものである。」が、しかし、國家にはそれ自らのうちに矛盾的要素を内在している。すなわち、「權力への努力は一つの前人間的、動物的衝動である。それは單にそれ自身の生命保存のために必要である所のものを求めるのみでなく、更に權力それ自身を悦び權力のうちにある。その高められた人格を見出す。しかし、人間はそれのみによつて行動するのではない。そこには又精神的、道德的價值觀念が作用している。かくして Kratos と Ethos とは相交錯して國家をつくり歴史をつくる。」しかし「Kratos と Ethos、權力獲得への行動と道德的責任への行動との間に國家生活の高處において一つの橋がかけられる。それが《Staatsräson》」である。

しかし、マイネッケは、この意味を有する《Staatsräson》の觀念は、近世に至つてから始めて、日程にのぼるといふ。

なぜなら、「多神論と生命の現世性^{アライネサイト}の支配する」古代國家においては「倫理と國家倫理は共存し、政治と道徳との相剋は未だ起らない。」「彼らの意識していた《Statistion》は未だ個人的なものであつて、それを一つの超個人的な、時々の爲政者に對する獨立の國家人格の理念にまで高めておらず」それは本來の意味での《Statistion》ではない。

中世社會では、超越的、普遍的キリスト教が、「一個の普遍的道德律をたてて、國家もまたそれに服従すべきものだとし、個々の人間にはもつぱら來世的^{イミューゼントリツヒ}な諸價值をおもんずるように命じ」たが故に「國家は存在してもそれは Souverän としての權利をもたず」かくして「政治あるいは國家理性は、中世においては一般に認められない。」という。

しかるに中世後期において「各國の強大なる支配者が教會および法王に對する鬭争のうちに意識的な《Machtpolitik》をとり始め」「國民國家形成、王朝の強大化、封建的に分割された所有の非封建的國家的方法による確保」が發生するに及び《Statistion》は始めて現れてくる。しかして、その近世初期のイデオログはニコロ・マキアヴェリであるという。いわゆる《Machiavellism》は、絶對主義生成期の政治指導者によつて公然化されて來た。

しかして、その思想の發展過程は、例えば、マイネッケによればそれらはジェンティレ^(Gentile)、ボーダン^(Bodin)、ボテロ^(Botero)、カンパネラ^(Campanella)、リシリュー^(Richelieu)、グロソウス^(Grotius)、ホッブス^(Hobbes)、スピノザ^(Spinoza)、プーフェンドルフ^(Pufendorf)、フリードリッヒ大王^(Friedrich der Große)らの個性のうちに跡づけられる。しかし、同時に又他方において自然法の思想が擡頭し、マキアヴェリズムの《現實的國家觀念》と相對立する《理性的國家理想》が現れ、ルネッサンス以後の政治思想史のうちに、一つの深い對立を畫きだしてくる。

しかし、その根源的對立も、ヘーゲルの出現によつて「理性によるマキアヴェリズムの承認」がなされる。ヘーゲルは確に「政治と道徳の調和點」を指摘したが、しかしそれは「觀念的體系」にとどまり、問題の本質的解決を提起したのではない。そこでマイネッケはランケおよびトライチュケの史學思想を考究する。ランケにおいてはヘーゲルの世界理性を更に

神祕化してしまい、新たな相對論、二元主義に陥つてしまう。トライチュケは、ランケ以降の二元論を再びマキアヴェリズムの解決しようとし「彼の歴史敘述には原始的な英雄敘事詩が復活してしまつた」のであり、《Statserison》の強調が行われてしまつたという。しかして、マイネッケは以上の考察を前提として自己の「國家把握」を展開する。國家權力は、そのよつて立つ基盤社會に制約され、「常に社會・經濟・技術的狀態に適應する」といい、その意味で、近世史は三段階に區分されるといふ。すなわち、第一は一七世紀中葉に至る《過渡期的絕對主義》、第二はフランス革命に至る《成熟期的絕對主義》、第三はビスマルク時代の《過渡期的國民國家》である。

第一の時期では、「封建領主型のアグラル・シュタートであつて、對外的には弱體であり、對内的には封建領主の分立割據の傾向にある。すなわち、マキアヴェリ型の《國家理性》の基盤社會である。第二は、富國強兵型、マーカンテリズムであつて次第に國力は強化される。第三期では、「革命期の社會變動によつて新權力政策の可能性が發生」し、「ビスマルクにおいて古い型の《Statserison》と新しいマッセン・ゲバルトとの大規模な效果的結合が完成」する。しかし、「一九世紀後半以來生活關係の總體、國家、社會、經濟、技術、および精神は全くその相貌を改め」、産業革命が「アグラル・シュタートを近代型の資本主義的工業國家」に變化せしめた。

第一次世界大戰迄の半世紀においては、ナショナルリズムの運動が起る一方、國際間の交流が緊密となり、國際連帶の思想が生じてくる。そして經濟、技術の進歩とともに一種のオプチミズム、絶えざる進歩の觀念が現れてくる。しかしその希望は大戦によつて破れてしまふ。その破局の原因を、マイネッケは、《Statserison》がミリタリズム、ナショナルリズム、キャピタリズムの悪しき諸傾向と結合したのであると説く。

次いでマイネッケの主張は次のごとく展開する。「Statserison」の理念は他の多くの西洋文化の理念と同様に極めて困難な狀況に立つている。近代國家が、自由主義的、民主主義的、國民的、社會的諸力および諸理念の連續的受容によつて得た

豊饒化は、今や逆に Staatsräson を打ち倒し、もはやその支配を許さなくなつた。」かくして「われわれの爲すべき最後の事は、Staatsräson の制限の問題を再びとりあげて、政治と道徳の望ましい關係を決定することである。」

すなわち、「權力政策の誤れる理想化とともに國家の誤れる神聖化も又やめねばならぬ」のであり「國家は道德化されて一般的道徳律との調和に向つて努力せねばならず」「かくすることによつて始めて Staatsräson はその最善の永續的働きに到達し」「その基礎の上に各國は純正な Völkerbund を樹立することによつて世界は救濟される」と述べ、最後にマイネッケは、「政治家は、國家と神とを同時に心において、未だ完全に征服されていない惡魔の努力を防ぐことに挺身しなければならぬ。」(Dem handelnden Staatsmanne aber darf sie nur zurufen, daß er Staat und Gott zugleich im Herzen tragen müsse, um den Dämon, der er doch nicht ganz abschütteln kann, nicht übermächtig werden zu lassen.) と説く。

マイネッケの以上の《所説》は、いわゆる國家至上主義、權力主義的政治主義へのアンチ・テーゼであり、いわばカント的平和主義であるといえよう。

(g) 《Kausalitäten und Werte》 in der Geschichte.

彼の國家觀の基礎哲學は、その一九二八年に公刊した論說「Kausalitäten und Werte in der Geschichte」⁽⁴⁾においても又表明されている。

すなわち、その要旨を述べれば、「歴史學の今日の發展段階の中に、二つの大きい傾向が認められうと思う。……その一方の傾向は、因果を探究せんとし、他方は、價值を理解し、敘述しようとする。歴史におけるいかなる因果探究も價值への關連なしには不可能であり、いかなる價值の把握もその因果的根源の探究なしには不可能である。」という。

しからはマイネッケの意味する「因果」および「價值」とはいかなる概念であるか。

彼はまず「因果律」を機械的 (Mechanisch) 、生理的 (biologisch) 、および精神・道徳的 (Geistig-ethisch) の三種に區別する。しかしてマイネッケにおいて特に關心があるのはこの第三の精神・道徳的《因果》である。

従來の歴史學において、因果律と價值との對立が論ぜられたが、それは一般に機械的、生物的因果のみを論じ、精神的・道徳的因果律の理解が不足していたからであり、この第三の因果律を問題にすれば、價值と因果とは相補關係に立つことが理解されうるといふ。

しからば、マイネッケにおける「價值」とは何か、彼はトレルチと同様に、機械的、生物的因果律によつて制約される低次元の動物的《生の價值》と、より高い《精神的な生の價值》あるいは《文化價值》とを區別し、後者の前者に對する優位性を強調する。

「人は決して機械的、生物的因果律を過重評價して、文化發生における個人的モメントを誤認し、個人的な精神的因果律を等閑に附してはならない」のであるといふ。

しかし、彼においては《文化價值》に重點はあるとはいふものの、いわゆる《自然價值》を無視するのではない。すなわち、「文化は自發的に精神的、道徳的價值を生産する因果律に依存しながらなお且つ生物的機械的性質の因果律と密接に結合している。」といふ。

しかして、彼による《價值と因果》の關係は、次のごとく結論によつて把握される。

すなわち、「歴史とは文化史以外のものではない。——この場合文化とは、その時に應じて獨自な精神的價值、すなわち、歴史的個體性を産みだすことを意味する。政治史と文化史との間における史的傾向の争いの如きは、ただ双方のひとつとが歴史における因果と價值の關係を明瞭に理解していなかつたが故に起り得たのである。政治的歴史敘述は、國家をば歴史的生の中心的因子とみなした。そして、このことは因果といふ點からみれば完全に正しい。なぜなら、文化生活に對して

も又最も強い因果的作用を加えるものは、實際常に國家に他ならなかつたからである。

しかも、文化價値の探究は、すべて極めて包括的な因果的基礎づけを必要とするものであるが故に、すでに唯これだけの理由によつても、實際、國家というものが常に歴史研究の中心點にあらねばならないこととなるであろう。しかし、それが最高の文化價値であるのか？ヘーゲル以來の、國家をそれに高めようとする努力は、常に宗教が價値として國家よりも勝つてゐるという正當な感情によつて、常に一つの制限を被つていたのである。

國家は最高の價値ではあり得ない。その理由は、國家は他のあらゆる歴史的個體よりも自然的、生物的必然性に結びつけられ、それを精神化し、道德化することを妨げられているが故に、最高の價値たり得ない。

その純粋な形態における宗教、最高の勞作における藝術、それが最高の文化價値であり、しかしして哲學および科學がその次に位置する」といい、《人間の精神活動》およびその《外在的表現》としての宗教、藝術、哲學、科學體系にマイネッケの重點はおかれ、國家は彼によれば第二次的存在となる。このような國家觀、換言すれば、《Persönlichkeit》に《Staat》が從屬する思想が、マイネッケの中心に存在することは看過しえない事實である。

しからば、マイネッケにおける《國民國家》あるいは《國民主義》はいかなるものであろうか。次にこの問題に入つてみたい。

しかしして、この課題に答えるものとして、われわれは彼の《Weltbürgertum und Nationalstaat》を有している。これに關しては、その要點のみに觸れ、結論をすみやかに引出してみたいと思う。

(c) 國民主義の理念

マイネッケの「Weltbürgertum und Nationalstaat」に披瀝された《國民主義》の理念は、結論的に次の諸點に要約で

きるかと思われ。

第一には、現實的特殊性と政治權力の存在を無視してしまふ理想主義は、いかに進歩的であつても歴史的原動力とはなり得ないということ、第二に、國民國家とはその内部に充實した國民生活を包含する國家の意味であり、その國民國家が對外的に自主性を維持しうるには、強大な權力を持たねばならないということ、第三に、世界は自主的權力國家の併存であるから、國家相互間の同盟、あるいは敵對關係はその時々歴史的事情の下における各國家自身の利害關係に基くものであり、決して永久不變の規範的原理ではありえないということ、第四に、しかし、それにも拘らず非道德的、非精神的な政治は甚だ危険であり、世界主義と國民主義とは決して相互に排他的なものでなく、むしろ前者は後者へ架橋しているといふべきであるといふ諸點にとらえられる。⁽⁵⁾

さて、マイネッケの「國家理性の概念」、「歴史における精神的道德的因果律の問題」および「國民主義の理念」に内在している思想を總括してみるならば、それは《政治の世界》における《Ethos》の強調ということに歸着されよう。例えば、序説において觸れた「Die deutsche Katastrophe」の結論において、マイネッケのこの根本思想は、最も單的に表明されている。彼は、ヒットラー主義の最大の罪惡は、人間の良心的、自發的行動意欲を完全に壓迫したことにあり、故にドイツ民族の《再興の道》は、人間性を目標として、自己の精神的純化に努力すべきであり、その際ドイツ民族のよるべきものは、一つはキリスト教精神であり、他は過去のドイツ精神文化、なかんずく、ゲータ時代のものにはかならないという。

ナチスの悲劇を新しく繰り返さないためには、抽象的な世界市民主義ではなく、個性的なドイツ精神が、自由な發展をとげて、模倣しがたい何物かを生産する時、始めて普遍的な力を發揮し、他の西歐民族との精神的接觸を可能にする。ここにドイツ民族の独自の使命がある。というにある。

その初期の政治觀、國家把握から現在に至る過程において、マイネッケに一貫している關心は、クラトースとエートスの

二元論的對立の克服に外ならず、彼においては、その宿命的二元論を、悲觀的、消極的にうけとらず、「各國の政治家は、國家と神とを同時に心において、また全くは征服されていらない悪魔の努力を防止することに挺身せねばならない」と提言し、積極的に彼の前進的な政治的立場を主張したことに、その根本思想はあつたといえよう。以上において、マイネッケの國家把握の《態度》を概述したのであるが、次に、現代ドイツ史學の擔い手であり、マイネッケ史學の後繼者であるとみなされる Gerhard Ritter の《國家觀念》に觸れ、われわれの結論に近づきたい。

- (1) F. Meinecke: Die Entstehung des Historismus, 1936. 邦譯二頁。
- (2) マイネッケ著「歴史主義の立場」二四五頁參照。
中山治一譯
- (3) G. P. Gooch: History and Historians in the Nineteenth Century, 2nd revised edition, 1952. 林健太郎譯「近代史學史上」七頁「國家理性の理念」は、マキマツエリ以降リッシュリナー、フリードリッヒ大王、ヘーゲル、トライチケ等の著作家や政治家の著作を通じて、政治と道德との相剋を辿っている。十二卷の透徹した論文集によつてその價值を認められたデイルタイ以來、ドイツの學者でこのような洞察と精緻さを以て思想を分析したものはない。」と述べている。
- (4) „Kausalitäten und Werte in der Geschichte“ in F. Meinecke, Staat und Persönlichkeit, 1939, Verlag von F. S. Mittler & Sohn, Berlin. 中山治一譯「國家と個性」九一頁—一七二頁、なお史學理論の側面よりこのマイネッケの論說を扱つたものに岸田達也「マイネッケ歴史意識の限界」(史學雜誌第六二編第十一號)を參照。
- (5) 前掲矢田譯「獨逸國民國家發生の研究」三頁—四頁參照。

四 現代ドイツ史學における國家の問題

——Gerhard Ritter の《所說》をめぐつて——

二年前までフライブルグ大學教授であり、ドイツ歴史家協議會議長長の要職にあり、マイネッケ死後の現代ドイツ史學界における名實共に重鎮であるゲルハルト・リッターは、その著「Die Dämonie der Macht; Betrachtungen über Geschi-

chte und Wesen des Machtproblems im politischen Denken der Neuzeit, 1947」の序文において、「私の歴史的敘述は、その政治上の理想を、「純然たる権力政治」という）マキアヴェリの方法でも、（純粹に人道主義的な、だが「エートピア的」な道徳主義という）エラスムスもしくはモーアの方法でも到達できるとは考えず、これらの二元的對立を一つの生ける綜合によつて止揚しようとするものであり、——單的にいえば、われわれの念頭にある政治家に関する理想とは、鬭争を寓意しているが、倫理的理性によつて指導された権力使用である。すなわち、最高の本來の目標として、一の理性的な、倫理的原則にしたがつて秩序づけられた、それ故に永續的な共同體秩序を追求するが、合理的に解決しがたい利害對立へのあらゆる人間生活のかかり合いと、——われわれの不思議な二重本性の結果たる——人間本質の倫理的不十分さとを、冷靜に、幻想なしに意識しているてい政治である。」と述べ、更に「権力が粗暴な暴力に、鬭争用意が《永遠の鬭争》に歪曲され、倫理的秩序思想が支配的な窮極目標から権力政治のたんなる補助手段（乃至は宣傳標語にすら）に低められ、政治と用兵との健全な關係が意識的に顛倒され——その結果、ここではマキアヴェリの根本思想が一面的に強調されたのみか、偏執的にとつもなく高められた觀のある、そういうナチスのイデオロギーを拒否すること、これである。」と述べ、マキアヴェリのクラトス (Kratos) の思想の系譜と、モーアのエートス (Ethos) の思想の系譜を詳細に辿り、「われわれの歴史的考察から結論をひき出さねばならないとすれば、トマス・モーアの方法で権力と正義との素朴な調和という假定によつて欺かれるか、それとも権力のデーモンと倫理的原理の無力とが結合しがたく對立している世界の亂雑な混沌に辟易して諦めるかの二者擇一しかないのは、事實忍びがたいところであろう。この二者擇一の克服を行い、近代の権力問題の新しい解決を求めることは、確に現代の史學、哲學、政治學がその前におかれていた緊急課題のひとつである。」⁽⁸⁾ という。しからばリッターによるその理論的克服はいかになされるべきかが次の問題である。

彼によれば「ひとが鬭争的権力結集を考えると、つねに政治的なるものの『自然＝暗黒面』についてしか論じないか、

それとも『政治』(つまり政治的權力闘争)と『道徳』を互いに排他的な對立として對照させるのは、根本的にまちがつてい(4)る。』のであり、「『政治的なるもの』を事もなげに『鬭争的なるもの』と同一視するのは、今日ひろく流布している偏見」であつて「國家とは鬭争的な權力でなくて、平和に秩序建設的な權力、つまり『秩序權力』と思われる。そして國家の本質のこの面が、文化人の意識にとつてきわめて重大な意義を獲得するので、われわれは、秩序權力たるものが實證されぬ肉體的暴力手段のいかなる集積をも、國家として承認するわけにはいかない(5)。」と斷じている。

しかして、この『秩序形成權力』が、『政治的權力闘争』に、リッターの用語によれば、『Dämonie der Macht』に轉化するのを防止する使命が政治家に課せられているという。

すなわち、「權力のデーモンは、責任を自覺した政治家が自己の鬭争的態度を道徳的につくろう術を知つているということによつてではなく、彼が鬭争の只中でも、平和な永續的秩序の使命を忘れず、心の底であらゆる政治的權力鬭争の全く競争的な核心を意識しており、従つて冷靜な判斷を保持し、眩惑された情熱の代りに眞實の國家理性を支配せしめる、ということによつてのみ實際に克服されるのである。かかる政治家はこの上もなく大きな對立を自己のうちで合一しなければなら(6)ない。」と、クラトース、エートスの架橋的存在として、國家理性を『把握』した政治家にその希望を托し、最後に權力の魔性に對し「意氣沮喪せる、あるいはシニカルな諦觀を以て對應せず、それに冷靜な決心と情熱を以て對抗しなければなら(7)ない。」と言葉を結んでゐる。さらに一九四七年にその第二版が公刊された「Geschichte als Bildungsmacht」の第三章(8)において、第二次大戰崩壊後のドイツ史學の當面すべき課題について論じ、「われわれは政治的なるものの、不可思議な兩極性について知つてゐる。それはあらゆる歴史的瞬間において單に事實の上での、しかし合理的には解決されない諸對立の二律背反として現われる。……これらの諸對立の間の正しい調整を見出すことが正しい國政の眞の極意であり、理論的な省察によつてその調整を容易ならしめることが將來の健全な國家學說の任務であり、歴史の中でそれを實現することが歴史的

「政治的判斷の正しい尺度であろう。」⁽⁹⁾といい、《政治の世界》におけるクラトースとエートスの二元的對立を克服するドイツ史學の内在的課題を「ランケによつて創建されたライヒ的ドイツの政治史學と、彼の弟子であるブルクハルトのパーゼル風の人文主義的文化史學との間の無言の、以前は決して『顯在的』ではなかつた對立は、かくして、おそらくは一層の直接的な政治的意義を獲得することであろう。」⁽¹⁰⁾として、ランケの權力國家思想に對し、「權力それ自體を惡」としたブルクハルトを對立させることによつて、《中和》せしめる方途を示唆している。更に、先にマイネッケの場合においても述べたように、リッターにおいても學者的良心と國を憂うる《觀察者》の立場から「もし、人がドイツ史の全體を、無拘束の征服衝動とドイツ的狂暴 *furore teutonico* という分母の上におこうとするなら、それは現實の全くひどい歪曲だということである。」⁽¹¹⁾といい、「われわれの權力所有者達には正しい節度の保持が——好戰的な自己主張と自己抑制の間の・權力の要求と國內秩序の必要の間の・權力鬭争と平和的秩序の間の正しい平衡が——極めて困難であつたということであろう。」とドイツ民族の、そしてドイツ史を形成して來た多くの指導者を歴史家として辯明している。

以上、リッターの思想の一端を紹介したが次に「ドイツ史學における國家把握の態度」に關し、卑見を述べわれわれの結論としたい。

- (1) Gerhard Ritter: *Die Dämonie der Macht*, 1947. 西村貞二譯「權力思想史」三頁參照。
- (2) 前掲書三頁。
- (3) 前掲書一六六頁。
- (4) 前掲書一六八頁。
- (5) 前掲書一六九頁。
- (6) 前掲書一七七頁。
- (7) 前掲書一七八頁—一七九頁。

(8) 上の章における論述は、『Historische Zeitschrift, Band 170, Heft 1, 1950』における「Gegenwärtige Lage und Zukunftsaufgaben deutscher Geschichtswissenschaft. Von G. Ritter」の《所説》におつてもその概要が述べられてゐる。

(9) G. Ritter: *Geschichte als Bildungsmacht*, 2. Aufl., 1947. 島田雄次郎譯「教育力としての歴史」七四頁。

(10) 前掲書六四頁。

(11) 前掲書四一頁。

(12) 前掲書四二頁。

結 語

近世ヨーロッパ政治史において次第に解放され、新たに日程にのぼつて來た二つの要素、すなわち、一方における絶対的國家主權と、他方におけるこれまた《絶対的》な個人の自然・自由權と、その二要因の對立的な《統一》は、およそ近代國家に内在する宿命的課題であると思われる。マキアヴェリからフリードリッヒ大王を経て、トライチュケに至る《Staatsraison》の思想史を詳細に検討したマイネッケのいうように、その一連の思想的潮流の内部には、たえずキリスト教的、普遍的《人倫の理念》との激しい内面的闘争が貫流している。ヨーロッパ世界を特徴づけるものは、政治權力の固有な存在根據と、キリスト教の人間倫理との二元的《價值》の葛藤であり、その兩者はいかに種々様々なニュアンスにおいて絡みあつても究極において合一することなく、絶えずその間に一定のディスタンスが介在し、そこから新たな緊張が再び派生してくるといえよう。その故に近世史家としてのマイネッケにおいても、あるいはリッターにおいても《Kratos》と《Ethos》の二元的價値の即目的統一を、その國家把握の中心課題に位置づけたのである。しかして、マイネッケ、リッターを媒介として本論において考察した「ドイツ史學における國家把握論」は、その究極においてクラトースとエートスの統合を、將來の政治家に求めた點にそのメルクマールが存在する。この問題についてわれわれの卑見を述べ結論としてみたいと思う。

われわれにおいても、マイネッケおよびリッターの結論は、必ずしも不當とは思われない。すなわち、識見が高邁であり洞察力が卓越し、崇高な使命感を兼備した政治家の行爲が、國家の將來を善導してゆくすぐれた擔い手であることは、洋の東西を問わず政治史の立證しているところであり、マイネッケ、リッターが政治史學者である以上「情熱の眞只中において、理性、法律、道徳に従うために全力をつくす」政治家に絶大な希望を託したことは意義のないことではない。

第一次世界大戦後の混亂において、マックス・ウェーバーの試みた「Politik als Beruf」なる講演の趣旨も、實にまたこの「政治家」におけるクラトースとエートスの統合にあつた。

しかし、われわれには現代社會の複雑なメカニズム、非人間的機構の壓力がしばしば政治家個人の善なる意圖を、非人間的的手段によつて破壊しざる現況において、果して政治家のカリスマ的資性やその政治的手腕にのみ依頼しうるかどうかが頗る問題であると思われる。確に権力の魔性は、ウェーバーのいう《心情倫理》(Gesinnungsethik)と《責任倫理》(Verantwortungsethik)を統一的に體得した政治家の人間の資性によつて制限を加え、抑壓することは可能である。しかし、メカニズムの《力学》が廣汎に作用している現代社會において、餘り政治家の資性のみで過大な信頼をかけることは、メカニズム、テクノロジーの支配している現實の政治・社會機構を看過してしまふ恐れがないともいえない。

次にマイネッケ、リッターの把握した政治におけるクラトースとエートスの對立抗争は、究極においてヨーロッパ精神史の内在的課題であつたのであるが、現在ではその《對決》は、新たに「Christianity or Materialism」ともいふべき新たな要素をも加え、ヨーロッパをもその部分的側面とするはるかに廣汎な世界的領域で、従つてヨーロッパ精神史内部に一貫した過去數世紀における對立よりさらに深刻な局面を伴つているといえる。

新しい世界における新しい型の《對立》は、新に問題視されねばならず、これが現在政治・國家・歴史學における主要課題であるともいえる。國際政治學、外交史學の課題であるとともに、政治思想史學の對決を迫られている緊急課題といつて

も過言ではあるまい。

しかし、ドイツ史學においては、リッターが「世界の將來は、われわれの眼がその暗黒を透見することができる限り、二つの世界的勢力圏によつて規定されるのみである。すなわち、團結したアングロサクソン海上勢力圏と地球の六分一を包括するロシアの大陸勢力圏によつてである。モアア的、マキアヴェリの政治方法や、政治理想の自然な對立は、かくして新世界的段階に入る。」と指摘するにとどまつている。政治におけるクラトース、エートスのアンチノミーな性格は、マイネッケ、リッターのドイツ史學における把握によつて、一應の解決を得るが、現代的課題に對するドイツ史學は、未だその明瞭なる解答を與えていないと結論しても過誤ではなからう。